

新旧対照表

○家畜改良増殖法第十六条第二項に規定する講習会に関する規則（昭和六十二年千葉県規則第六十二号）

改正案	現行																																																				
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下「法」という。）第十六条第二項の規定により県が行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習会の開催)</p> <p>第二条 法第十六条第二項の規定により県が行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日は、あらかじめ公告するものとする。</p> <p>(講習科目等)</p> <p>第三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、次のとおりとする。</p> <p>一 学科</p> <table border="1" data-bbox="185 933 1068 1396"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産概論</td> <td>四時間</td> </tr> <tr> <td>家畜の栄養</td> <td>三時間</td> </tr> <tr> <td>家畜の飼養管理</td> <td>三時間</td> </tr> <tr> <td>家畜の育種</td> <td>七時間</td> </tr> <tr> <td>関係法規</td> <td>五時間</td> </tr> <tr> <td>専門科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生殖器解剖</td> <td>五時間</td> </tr> <tr> <td>繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）</td> <td>十三時間</td> </tr> <tr> <td>精子生理（雄繁殖生理）</td> <td>七時間</td> </tr> <tr> <td>種付けの理論（妊娠と分娩）</td> <td>四時間</td> </tr> <tr> <td>家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存</td> <td>十七時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 実習</p>	科目	時間	一般科		畜産概論	四時間	家畜の栄養	三時間	家畜の飼養管理	三時間	家畜の育種	七時間	関係法規	五時間	専門科		生殖器解剖	五時間	繁殖生理（ 神経・内分泌及び雌繁殖生理 ）	十三時間	精子生理（ 雄繁殖生理 ）	七時間	種付けの理論（ 妊娠と分娩 ）	四時間	家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	十七時間	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下「法」という。）第十六条第二項の規定により県が行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(講習会の開催)</p> <p>第二条 法第十六条第二項の規定により県が行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日は、あらかじめ公告するものとする。</p> <p>(講習科目等)</p> <p>第三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、次のとおりとする。</p> <p>一 学科</p> <table border="1" data-bbox="1171 933 2054 1396"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産概論</td> <td>四時間</td> </tr> <tr> <td>家畜の栄養</td> <td>三時間</td> </tr> <tr> <td>家畜の飼養管理</td> <td>三時間</td> </tr> <tr> <td>家畜の育種</td> <td>七時間</td> </tr> <tr> <td>関係法規</td> <td>三時間</td> </tr> <tr> <td>専門科</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生殖器解剖</td> <td>五時間</td> </tr> <tr> <td>繁殖生理</td> <td>十三時間</td> </tr> <tr> <td>精子生理</td> <td>七時間</td> </tr> <tr> <td>種付けの理論</td> <td>四時間</td> </tr> <tr> <td>人工授精</td> <td>十七時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>二 実習</p>	科目	時間	一般科		畜産概論	四時間	家畜の栄養	三時間	家畜の飼養管理	三時間	家畜の育種	七時間	関係法規	三時間	専門科		生殖器解剖	五時間	繁殖生理	十三時間	精子生理	七時間	種付けの理論	四時間	人工授精	十七時間
科目	時間																																																				
一般科																																																					
畜産概論	四時間																																																				
家畜の栄養	三時間																																																				
家畜の飼養管理	三時間																																																				
家畜の育種	七時間																																																				
関係法規	五時間																																																				
専門科																																																					
生殖器解剖	五時間																																																				
繁殖生理（ 神経・内分泌及び雌繁殖生理 ）	十三時間																																																				
精子生理（ 雄繁殖生理 ）	七時間																																																				
種付けの理論（ 妊娠と分娩 ）	四時間																																																				
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	十七時間																																																				
科目	時間																																																				
一般科																																																					
畜産概論	四時間																																																				
家畜の栄養	三時間																																																				
家畜の飼養管理	三時間																																																				
家畜の育種	七時間																																																				
関係法規	三時間																																																				
専門科																																																					
生殖器解剖	五時間																																																				
繁殖生理	十三時間																																																				
精子生理	七時間																																																				
種付けの理論	四時間																																																				
人工授精	十七時間																																																				

科目	時間
家畜の飼養管理	四時間
家畜の審査	七時間
生殖器解剖	四時間
発情鑑定	六時間
精液精子検査法	八時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	四十五時間

科目	時間
家畜の飼養管理	四時間
家畜の審査	七時間
生殖器解剖	四時間
発情鑑定	六時間
精液精子検査法	八時間
人工授精	四十五時間

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、次のとおりとする。

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、次のとおりとする。

一 学科

一 学科

科目	時間
一般科	
畜産概論	四時間
家畜の栄養	三時間
家畜の飼養管理	三時間
家畜の育種	七時間
関係法規	五時間
専門科	
生殖器解剖	五時間
繁殖生理 (神経・内分泌及び雌繁殖生理)	十三時間
精子生理 (雄繁殖生理)	七時間
種付けの理論 (妊娠と分娩)	四時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	十七時間
体内受精卵移植概論	八時間
受精卵の生理及び形態	十六時間
体内受精卵の処理及び保存	十六時間
受精卵の移植	八時間

科目	時間
一般科	
畜産概論	四時間
家畜の栄養	三時間
家畜の飼養管理	三時間
家畜の育種	七時間
関係法規	三時間
専門科	
生殖器解剖	五時間
繁殖生理	十三時間
精子生理	七時間
種付けの理論	四時間
人工授精	十七時間
体内受精卵移植概論	八時間
受精卵の生理及び形態	十六時間
体内受精卵の処理	十六時間
受精卵の移植	八時間

一 実習

一 実習

科目	時間
家畜の飼養管理	四時間
家畜の審査	七時間
生殖器解剖	四時間
発情鑑定	六時間
精液精子検査法	八時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	四十五時間

科目	時間
家畜の飼養管理	四時間
家畜の審査	七時間
生殖器解剖	四時間
発情鑑定	六時間
精液精子検査法	八時間
人工授精	四十五時間

体内受精卵の処理及び保存	五十時間
受精卵の移植	二十六時間

3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、次のとおりとする。

一 学科

科目	時間
一般科	
畜産概論	四時間
家畜の栄養	三時間
家畜の飼養管理	三時間
家畜の育種	七時間
関係法規	五時間
専門科	
生殖器解剖	五時間
繁殖生理 (神経・内分泌及び雌繁殖生理)	十三時間
精子生理 (雄繁殖生理)	七時間
種付けの理論 (妊娠と分娩)	四時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	十七時間
体内受精卵移植概論	八時間
受精卵の生理及び形態	十六時間
体内受精卵の処理及び保存	十六時間
体外受精卵移植概論	三時間
体外受精卵の生産	四時間
受精卵の移植	八時間

一 実習

科目	時間
家畜の飼養管理	四時間
家畜の審査	七時間
生殖器解剖	四時間
発情鑑定	六時間
精液精子検査法	八時間
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	四十五時間
体内受精卵の処理及び保存	五十時間
体外受精卵の生産	二十一時間
受精卵の移植	二十六時間

体内受精卵の処理	五十時間
受精卵の移植	二十六時間

3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、次のとおりとする。

一 学科

科目	時間
一般科	
畜産概論	四時間
家畜の栄養	三時間
家畜の飼養管理	三時間
家畜の育種	七時間
関係法規	三時間
専門科	
生殖器解剖	五時間
繁殖生理	十三時間
精子生理	七時間
種付けの理論	四時間
人工授精	十七時間
体内受精卵移植概論	八時間
受精卵の生理及び形態	十六時間
体内受精卵の処理	十六時間
体外受精卵移植概論	三時間
体外受精卵の生産	四時間
受精卵の移植	八時間

一 実習

科目	時間
家畜の飼養管理	四時間
家畜の審査	七時間
生殖器解剖	四時間
発情鑑定	六時間
精液精子検査法	八時間
人工授精	四十五時間
体内受精卵の処理	五十時間
体外受精卵の生産	二十一時間
受精卵の移植	二十六時間

4 家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において講習を受けようとする者は、家畜人工授精等講習会受講申込書（別記第一号様式）を知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

5 知事は、会場その他の都合により受講者の数を制限することができる。

（修業試験合格証明書）

第四条 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十五条第一項の証明書は、修業試験合格証明書（別記第二号様式）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に千葉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（昭和六十二年千葉県規則第六十一号）による改正前の千葉県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年千葉県規則第九十七号）第四条の規定により交付されている合格証明書は、第四条の規定により交付された家畜人工授精に関する講習会に係る合格証明書とみなす。

附 則（平成五年三月二十六日規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年一月二十七日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において講習を受けようとする者は、家畜人工授精等講習会受講申込書（別記第一号様式）を知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

5 知事は、会場その他の都合により受講者の数を制限することができる。

（修業試験合格証明書）

第四条 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十五条第一項の証明書は、修業試験合格証明書（別記第二号様式）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に千葉県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則（昭和六十二年千葉県規則第六十一号）による改正前の千葉県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年千葉県規則第九十七号）第四条の規定により交付されている合格証明書は、第四条の規定により交付された家畜人工授精に関する講習会に係る合格証明書とみなす。

附 則（平成五年三月二十六日規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年一月二十七日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。